平成２６年（フ）第３１９０号
東京都新宿区坂町10―32　バリーロッジⅡ102
債務者　下地　芳野
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１９１号
東京都目黒区原町１丁目18―３―７
債務者　田口　智彦
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１９７号
東京都葛飾区水元４丁目22―５―101
債務者　福崎多喜子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１９８号
埼玉県草加市小山１丁目15―14―106
債務者　福崎　信治
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１９９号
東京都江戸川区南葛西４丁目16―７―303
債務者　久保　修一
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２００号
東京都葛飾区西新小岩３丁目13―３
債務者　池田久美子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２０７号
埼玉県川口市幸町３丁目６―29―205　第２島村マンション
債務者　添田　泰之
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２１０号
東京都江東区森下２丁目18―３―201
債務者　大橋　絵里（旧姓酒井・赤塚）
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９１号
東京都あきる野市乙津2020、住民票上の住所埼玉県川口市柳崎４丁目20番６―402号アルベリ
債務者　沖倉　　学
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０３号
東京都立川市砂川町５丁目42番地の３メゾン藤105号
債務者　高橋　早苗（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２６号
静岡市駿河区高松２丁目14番８号　サンシャイン高松102号、旧住所静岡市駿河区石田３丁目14番31号　ゴトーハイツ101号
債務者　小田巻　晃
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月16日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９号
静岡市葵区瀬名中央３丁目８―36　グラシーヌパレ―402、住民票上の住所静岡市清水区有東坂２丁目352番地の２
債務者　重　　明美
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８号
静岡市駿河区みずほ３丁目４番地の27　エステートピアみずほ103号
債務者　丸田　春敏
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９号
静岡市駿河区みずほ３丁目４番地の27　エステートピアみずほ103号
債務者　丸田　綾美
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１５０号
神奈川県相模原市南区東林間８丁目３―９ベルツインＡ203
債務者　人見眞理子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部